

休学中の方へ

休学中の学生を対象とした日本学生支援機構 第二種奨学金の継続貸与について

日本学生支援機構第二種奨学金の貸与を受けている者（令和4年度に第二種奨学生として採用された者を含む）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和4年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う学生に対して、第二種奨学金継続貸与の支援が実施されることとなりました。

申請を希望する学生は、当該活動を行う2か月前から当該活動を開始後1か月後までの間に学生生活支援課奨学金担当まで申し出てください。

※最終の申出期限は、令和5年1月10日（火）です。

※貸与期間は、活動を開始した月から最大1年間です。

※当該休学期間における活動開始年月が令和4年4月～令和5年3月の方が対象です。

令和4年9月16日 学生生活支援課